

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた  
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発  
言、理事会で協議することとされた発言等は、原  
発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの  
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と  
受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 長妻昭です。よろしく願いをいた  
します。

トクリユウ、匿名・流動型犯罪グループによる  
特殊詐欺、これが被害がどんどん拡大して止まら  
ないということで、警察には適切な対応、強化し  
ていただきたいというふうに考えております。

まずお尋ねするのは、個人情報悪用したトク  
リュウ絡みの事件、事例、御紹介いただければ。

○あかま国務大臣 お答えいたします。

匿名・流動型犯罪グループ、いわゆるトクリユ  
ウは、特殊詐欺を始めとする様々な犯罪を敢行し  
ている実態があるところ、個人情報が悪用された  
特殊詐欺事件として、例えば、名簿業者から約一  
万五千人分の個人情報が発載された名簿を買い取  
り、同名簿の発載者から還付金名目で約二百五十  
万円をだまし取った事例など、こういったものを  
警察において把握しております。

○長妻委員 個人情報保護委員会も来ていただ  
いていただけます、個人情報保護委員会が把握し

ている、トクリユウに渡った個人情報としてはど  
んなのがありますか。

○佐脇政府参考人 お答え申し上げます。

私どもが権限を行使した事例、二件ございます。  
一つは、有限会社ビジネスプランニングに対しま  
して、令和七年五月に緊急命令を行った事案。  
二つ目は、株式会社中央ビジネスサービスに対し  
て、令和七年九月に勧告等を行った事案ござい  
ます。

まず、ビジネスプランニングに対する緊急命令  
でございますけれども、同社は、提供先が違法な  
行為に及ぶものである可能性を認識しながら個人  
情報の提供を行っておりまして、特殊詐欺グルー  
プからの連絡の可能性にさらされること、御本人  
がですね、それにより現に平穏な生活を送る個人  
の権利利益の侵害があるという事実を踏まえまし  
て、令和七年五月に、個人情報保護法の不適正な  
利用の禁止規定の違反などにより緊急命令を行っ  
てございます。

二つ目もおおむね同種の事案でございます、  
令和七年九月に、個人情報保護法に基づきまして、  
個人情報の提供の確実な中止などの勧告を行って  
ございます。

いずれの名簿業者につきましても、様々なルー  
トからそのような名簿を入手し、結果として特殊  
詐欺グループに渡ったものと思われれます。

○長妻委員 名簿の中身と入手方法を聞きたいん  
ですが、例えば、地域別高齢者名簿とか、リフォ  
ーム業者の顧客名簿とか、認知症の方の名簿とか、  
これはどういう中身と入手ルートですか。

○佐脇政府参考人 お答え申し上げます。

今おっしゃられたそれぞれのカテゴリー、それ  
ぞれについての子細の把握をしているわけではご  
ざいせんが、一般に、いずれの名簿業者につき  
ましても、市販の電話帳でございますとか、例え  
ば個人情報保護法制定前でありまして名簿の入手  
が比較的容易でございましたので、その名簿を長  
期にわたりメンテナンスすることによりまして、  
こういった用途にも使い得るものとして整備して  
いたものと承知しております。

○長妻委員 トクリユウの特殊詐欺の特色は、非  
接触型ということで、最後、受け子とか下の方は  
接触すると思うんですけども、基本的には電話  
ネットなどの非接触型詐欺であるというふうに私  
は考えております。

そのときにやはり重要なのが、個人情報なん  
ですね。個人情報でターゲットを決めて、そしてア  
プローチしていくということで、今回、おとつい  
も質問しましたけれども、個人情報保護法に大き  
な穴が空いてしまった。住所、名前つきで病歴な  
どが、統計作成等という統計特例であれば個人事  
業主あるいは企業にも渡すことができる、こうい  
うようなものが衆議院を通過してしまっただとい  
うことで、大変私は危惧を持っているんですけ  
れども。

そうすると、診断された認知症情報、名前、住  
所つきの認知症情報も企業に統計特例で渡ってし  
まう、こういうことですか。

○佐脇政府参考人 お答え申し上げます。  
データの類型について法律上限定をかけており

ませんので、御指摘の類型も可能性としてはあり得ると思いますが、本特例によって提供されるものは、提供元と提供先との間で確認の上提供されることになりまして、必ずしも、おっしゃった類型が確実に提供されるものではないということはお留意いただければと思います。

○長妻委員 いや、それは確実というか、法律で、だから、できる規定になつていくわけですよ、提供義務じゃないですけども。この法律というのは大変危険だと私は思うんですね。

認知症情報のみならず、住所、名前つきで、例えば、精神疾患の情報、あるいは遺伝病、性病、不治の病、難病、あるいは医療的処置である妊娠中絶の情報などが、名前、住所つきで、統計特例であれば企業とか個人事業主にも渡すことができます。これは大丈夫なんですか。

○佐脇政府参考人 お答えを申し上げます。

委員が御提示されている問題の構造に照らしましてお話を少しさせていただきたいと思っておりますけれども、今、本特例によりまして、様々な非公開の病歴情報が病院などから企業等に提供され、企業等が、統計情報等の作成ではなく、個人情報そのまま何らかの形に使うことによるリスクということを御指摘されていると思っておりますけれども、現行法の他の仕組みと比較いたしましたとしても、相対的にはその懸念は当たらないということをお説明したいと思います。

まず、個人情報保護法はあくまでも一般ルールでありまして、様々な個人情報のやり取りが一般的なルールの中に規律して行われているわけ

はございません。例えば、御指摘されている第三者提供の際に本人の同意を得るというルールがございますけれども、個人情報保護法上は、提供先事業者やその事業者による利用目的などで制約されることなく、同意を取れば、第三者に提供するか否かをその同意で確認すれば提供できるということになってございまして、極論いたしますと、対外公表も含めた同意ということになるわけでございますが、現実には、事業法でございまして、その場面その場面に適用される法令や慣例、社会的監視が機能することによりまして、今日、特に、第三者提供の本人同意が得られたからといって、対外公表が立て続けに行われているというわけではないわけでございます。

この点、今回の特例措置につきまして、本人関与という点では確かに取扱いを異にするわけでございますが、むしろ提供元の事業者には、提供先の事業者における取扱いの目的の確認義務、それから、当該事業者が適法に公表などを行っていることも確認するなど、同意に基づく第三者提供に比較しましても、より徹底した提供元事業者としての法的責任が明記されておりまして、その結果、社会的監視、法執行機関である我々の監督に服するということになるわけでございます。提供元にとりまして、むしろ、しっかりと確認するということ、相対的には、何と申しますか、個人の権利利益の侵害が深刻になるような事態はむしろ減少される可能性すらあるというふうに思っております。

○長妻委員 とんでもない答弁だと思いますね。

詭弁だと思いますよ。

じゃ、もう一回聞きますけれども、住所、名前つきの病歴、これが統計特例で企業やあるいは個人事業主に渡る。確かに、アウトプットする、世間に公表するときは、それは出さないよということなんですね。ただ、これまでは、こういう機微に触れる情報は、そういう形であっても本人の同意を取っていたんですね。もちろん、AIの開発などで、AIの開発はデータを読み込む量が多ければ多いほどいいというのは私も理解します。しかし、欧米でも類を見ない法律ですよ、欧米でもないですよ、これ。実名ですよ、名前も住所も。私は、データの信頼を損なうことはむしろAIの開発にマイナスになると思います。日本は遅れているじゃないですか。

これはおかしな話で、じゃ、提供元が名前と住所を出す、確認できれば出していいというのは変わらないわけですよ。

○佐脇政府参考人 お答え申し上げます。

この特例の適用に当たりましては、提供先の利用目的、つまり、統計作成等の具体的な用途に照らしまして必要な情報を提供元が本人の同意なく提供できるとしてございまして、その必要かどうかということにつきましては、提供元と提供先が書面を交わすということも含めまして確認することになってございまして、その結果、仮に提供元との関係で名前、住所などが不要ないということになりましたら、もちろん、提供元はそれを提供した場合には法律違反になりますので、特例の適用対象になりますので、そこで担保されることに

なります。（長妻委員「いや、だから、必要な場合はどうですか。必要な場合を答えて」と呼ぶ）

○山下委員長 必要な場合について答えてください。

○佐脇政府参考人 論理的に、必要だということが分かった場合には、当然対象になります。それは法律上排除されておりません。

○長妻委員 だから、いかげんなんですよ、これ。提供先の個人事業主とか企業が名前、住所もちようだいねと言ったら提供するんですよ。おかしいじゃないですか。あるいは、名前、住所は必要ないと言つても、提供元が名前、住所を削除するのが面倒くさい、手間がかかるという場合は一旦渡すというふうに聞いていますよ。そういうことでいいんですね。

○佐脇政府参考人 お答え申します。

先ほども申しましたけれども、個人情報保護法は一般法でございまして、事業者が置かれた状況状況に応じ適切な、法令その他、慣行その他に基づきまして具体的には提供が判断されるものと承知しております。

先生が御指摘されております医療に関連するものにつきましては、例えば病院などは通常、機微情報を扱っておりますので、安全管理措置の徹底の観点や患者等との信頼関係を維持する観点から、医療情報の提供に際しましては、提供先の適切性や提供先における利用目的の適切性をしっかり管理するものと思えます。

今回の制度におきましては、むしろ、その管理をするための情報を提供先にも提供させ、提供元

はしっかりそれを確認しながら判断できる機会が多うございますので、そういった病院であればそういうことは生じないものというふうに思えます。（長妻委員「質問に答えていないよ」と呼ぶ）

○山下委員長 ちょっと、質問に答えてください。もう一度、端的に答えてください。面倒くさいときにはそのまま出してしまうんじゃないかという問いに対して、そういうことについて個情委としてどういうふうに考えているのかということについて。

○佐脇政府参考人 必要な者にはしか提供できませんので、面倒というのはどうかよく分かりますけれども、消せるときには消すということが大原則でございまして、当然ながら、機微情報であれば、日頃からそういった丁寧な取扱いをするのが、例えば医療機関であります、私どもの細則でございまして医療機関ガイドライン等がありますので、それに基づきまして、しっかり消して出すものというふうに思います。（長妻委員「一回止めてください」と呼ぶ）

○山下委員長 ちょっと、手間がかかるというのは具体的にどういうときかというのを特定して、それで、事務局長、答えてください。

○佐脇政府参考人 法律の、今回提案しているものの設計に照らしまして、手間がかかるということとを私なりに解釈いたしますと、例えば、データによりましたら、例えば電子カルテのように構造化されているデータがございまして、それは、常識的に考えますと、名前、住所などを削除しようと

思えば当然に削除できるものでございます。それが提供先にとつて不要だということが、一般的には不要の場合が多うございますけれども、明らかになれば、削除しない提供というのは要件を満たさない提供ということで、法律違反を構成するかと思えます。

○長妻委員 ちょっと悪質ですよ、これ。

じゃ、カルテの備考欄はどうですか。名前、住所を消すんですか。

○佐脇政府参考人 お答え申し上げます。具体的には、法律案が可決した暁には、その適切な執行のために具体的細則を決めていくことになるかと思いますが、カルテの備考欄につきましては、私自身は、これから子細を検討する立場にありますので、所管もしておりますし、想像でのお答えになると思えますけれども、いわゆる構造化されていないデータがAI開発あるいは統計分析に何らかの形で必要になる場合には、それにつきましても提供する可能性はあろうかと思えます。

○長妻委員 今はっきりおっしゃいました。

構造化されたデータ、例えばエクセルなんかで名前がばあつと並んでいるとき、これは消すのは簡単だから消すかもしれない。でも、構造化されていない医療データの中に住所、氏名が入って、消すのが面倒、簡単に言うんですけどね、その場合は提供するとはつきりおっしゃったわけでありまして、これは非常に危ういことだと思えます。

先月、御存じのように、イギリスで五十万人分の医療データが流出したのは御存じですか。

○佐脇政府参考人 お答えいたします。

報道ベースでのみ知っておりますので、子細は存じ上げません。

○長妻委員 五十万人流出して、子細を研究してほしいんですが、ただ、イギリスは、もちろん名前と住所は提供しないので、流出したけれども、名前、住所は事なきを得たということなんですが、ただ、五十万人分が流出をして、日経新聞の記事では、英国、五十万人分医療データ流出、中国アリババのサイトに出品と。氏名や住所といった個人の特定に直接つながる情報は削除されていたということなんですけれども。

今度、削除されないんですよ、今回の個人情報保護法。しかも、構造化された、名前と住所が削除できる、簡単にできると皆さんおっしゃいますけれども、これは、提供元がそれも面倒くさいと言えば、削除する義務はないんですよ。こういういいかげんな法律を出してきたということで、私は非常に心配をしております。

そして、トクリノウが本当に欲しい情報というのは、やはり認知症の情報というのもあると思うんですね。さっきの病歴の情報もそうかもしれない、悪用されるとですね。

じゃ、要配慮個人情報、今度、個人の、これまでは本人の同意が必要だった、そして、統計特例で企業、個人事業主に渡すことが本人の同意がなかったらできなかつたものが、今度は、統計特例であれば要配慮個人情報全部を渡すことができるということなんです、要配慮個人情報、何があるのか教えていただければ。

○佐脇政府参考人 お答え申し上げます。

個人情報保護法における要配慮個人情報は、不当な差別や偏見につながるおそれが典型的に高い情報を政令等により定めておりまして、例えば病歴、犯罪歴等が該当いたします。（長妻委員「全部言ってください、人種とか」と呼ぶ）遺伝に関連するもの、あとは人種なども相当する場合がございます。（長妻委員「全部言ってください、六項目」と呼ぶ）法律上、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪によって害を被った事実などがございます。

○長妻委員 六項目あるわけでありまして、非常に、名前、住所つきでこれも出せるということで、私は本当に驚きを通り越してしまいうけでありますけれども。

認知症情報でいいますと、警察にお伺いしますけれども、認知症の高齢者が被害者という特殊詐欺、トクリノウ絡みというのはどんなのがありますか。

○あかま国務大臣 匿名・流動型犯罪グループ、これは、様々な形で、例えば、国外の犯罪組織と連携する形だとか、東南アジアに拠点を設けて我が国に向けて特殊詐欺を敢行している実態があるところで、例えばの具体例として、令和七年八月、マレーシア当局が拠点を摘発をして、我が国の七十歳代の被害者の方に対して偽警察詐欺を敢行した事実でかけ子被疑者四名を検挙した事例、また、令和七年十一月、カンボジア当局が拠点を摘発をして、我が国の六十歳代の被害者の方に対して、これもまた偽警察詐欺を敢行していた事実でかけ

子被疑者十三人を検挙した事例などを警察において把握をしておるところであります。

○長妻委員 高齢者の特殊詐欺、高齢者に限ってですね、高齢者の特殊詐欺被害額というのは、昨年、幾らですか。

○山下委員長 あかま国家公安委員長、高齢者の特殊詐欺被害額総計について。

では、速記を止めてください。

〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こしてください。

あかま国家公安委員長。

○あかま国務大臣 特殊詐欺の高齢者被害状況、これは、令和七年でございますけれども、一千四百三十五億円でございます。

○長妻委員 ありがとうございます。

これは恐らく初めて出た数字じゃないかと思うんです。去年、高齢者に限って、特殊詐欺の被害額、特殊詐欺だけですよ、一千四百三十五億円ですよ。三百六十五日で割り算すると一日平均四億円、毎日毎日四億円が盗まれているということで、これは、前の年に比べて一・五倍増えて、その前の年という二倍に増えて、倍々ゲームで増えているということ。

しかも、これは、七ページ、配付していただけますけれども、認知症の方あるいは認知機能が低下した方は、被害に遭っても、八割が遭ったというのをつからない、自分でも。八ページ目は、いろいろ新聞に出ていますけれども、「認知症 悪質販売・詐欺相次ぐ」、九ページ目、「口座から消えた二千万円 認知症の高齢者、詐欺の標的に」とい

うようなことが書いてございます、新聞記事でございませぬ。

厚労省にお伺いするんですけれども、認知症、軽度の認知症の方も含めて、今そういう方々は金融資産を幾ら持っておられますか。認知症あるいは軽度の認知症の方が持っている金融資産の総額は幾らですか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

御質問いただきました、MCI、軽度認知症あるいは認知症の方が保有している金融資産について、厚生労働省において正確に把握している数字ではございませんけれども、慶応義塾大学の駒村康平教授が推計した数字として、MCI、認知症等の方が保有している金融資産について、約二百六十兆円という試算を出していると承知しております。

○長妻委員 これは、警察、聞きましたか。警察に聞いたら、全然そういうのを御存じなかったんですね、レクで。二百六十兆円ですよ、認知症の方が持っている財産。

しかも、これは、二ページ目を見ていただきますと、三井住友信託銀行が調査しましたところ、二〇三〇年の予測、認知症高齢者が保有すると推定される資産、三百十四兆円ですよ。その多くが預金ですよ、金融資産ですよ。二〇四〇年、三百四十五兆円。認知症、軽度も含めた方が、高齢者が保有するという金融資産なんですね。

これは、警察は、今後、本当にターゲットになりますよ、高齢者、軽い認知症の方を含めてですね。これは、どういう対策、予防策というのは考

えておられますか。

○あかま国務大臣 高齢者を狙った様々な犯罪、これらに対して、高齢者向けの様々なチラシであるとか様々な媒体を使つての広報啓発、さらには、地域、警察署等々にあつて、高齢者を対象にした詐欺に遭わないのであるとか、そういったことを直接高齢者の皆様方にお伝えする機会を設ける等々の取組をしておるところであります。

○長妻委員 ちょっと失礼ながら、ちょっとそういうことでは追つかないと思うんですね。

厚労省が非常にいい取組をいただいているんですね。これは私も評価いたしますけれども、これは新しい分野ですね、金融ジェロントロジーというプロジェクトチームを、BRIDGEの枠組みの中で、省庁間の連携研究の中で立ち上げていただいて、今月初会合をしたということなんです、どんなプロジェクトですか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の事業でございますけれども、認知機能が低下しても生涯にわたって自立的な経済活動ができる包摂的な地域社会及び社会経済システム構築という研究事業でございます、御指摘のように、BRIDGEという研究事業の下、実施してございます。

具体的な中身といたしましては、認知症をお持ちの高齢者を中心として、認知機能が低下した方が、現状、自立的な経済活動ができない、金融取引等ができないという状況の解決を目指しております、金融機関と地方自治体や福祉関係機関が連携をして、いわゆる金融と福祉の連携というも

の社会実装が進みますよう、具体的には、こういった金融と福祉の連携によって、こういった認知機能が低下した方の早期発見、早期対応、そして見守りといったモデル事業を実施するでございますとか、金融機関がこういった方の対応を適切に行えるようなガイドライン作り、あるいはAIツールの開発、活用などを進めるものでございます。

○長妻委員 これからの、金融ジェロントロジーというのは、老年学ですね、金融老年学という新しい分野をいち早くやっていたらいいんですけれども、これは今どの役所が入っていますか。

○林政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げたような事業の内容ということでございます、こういった分野の関わりの深いということで、厚生労働省、金融庁、そして消費者庁、こういった三省庁で事業を実施することとしてございます。

○長妻委員 これは、まずは三省庁でやっていただくのがいいと思うんですね。警察もこれをウォッチしていただいて、この会議の中身を、是非大臣にお願いしますよ。

これから大変なことが私は起こると思うんです。認知症の方々が持っている財産がどんどんどんどん狙われるというような、トクリュウに。大変な、国際的に、世界からこの財産を狙って日本に押し寄せてくるというリスクが非常に大きいと思つていられるんです。きちつとした予防策を取るといことが欠かせないと思つています。

どうということかという、お金があつてもお金

を使えない人が増えているということなんです。だから、人の介護も重要ですけども、人のみとりも重要ですけども、お金の介護が必要だ、そして、お金のみとり。亡くなったときに、そのお金をどうするか。このお金の介護とお金のみとりが必要だということで、これは厚労省だけじゃできないわけですね。犯罪については警察も必要ですし、消費者庁、あるいは金融庁とか。これは相応、政府も意識をがっつと変えて、省庁横断的に金融ジェントロジーの観点から取り組んでいただかなきゃいけない。

そして、高齢者をだます企業というのは市場から退出していただくような、やはり厳しい措置をこれから講ずる必要があるというふうに思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○あかま国務大臣 今委員おっしゃるとおり、いわゆる認知症の高齢者が持つ資産、これは莫大である、また、今後にあっても増えるということ、また、そこをつけ狙う、また、それが様々な犯罪集団、また、今にあつてはトクリュウというものが明らかにそこを狙うだろうと。それに対して、まさにお金をどう介護する、みとるという部分にあって、警察、ここもしっかりとウオッチすること、これは大事な視点だというふうに思っております。○長妻委員 かつ、やり過ぎて問題が発生するというのも御留意いただきたいと思うんですね。私はきちつと対応を取るべきという議論をしていますけれども、ただ、のりを越えてやり過ぎると、つまり、高齢者が自分のお金を下ろせなくなる、使えなくなる、全く使えなくなる、不自由になっ

てしまう、やり過ぎは。ですから、このあんばいが非常に難しいというのは私も感じるところなので、そのあんばいをよくよく金融ジェントロジーの立場から研究していただいて、そして適切な取締り、予防策をお考えをいただきたいというふうに思います。

そして今回、法案ではいろいろな工夫がなされているというふうに承知しておりますけれども、架空名義口座を警察官が偽名で作る、銀行に。そして、その架空名義口座をトクリュウに販売する、売る。それで報酬をもらう、偽装警察官が。こういうことというのは、海外ではこういう例ってあるんですか。

○あかま国務大臣 いわゆる架空名義口座、これを利用した新たな措置に対して、主要国にあって導入があるか調査いたしましたところ、類似の取組については把握をしております。

ただ、いわゆる架空名義口座を使用しているんじゃないかという話であれば、潜入捜査なんかで、外国の潜入捜査官が偽名を用いて銀行口座を開設した旨の報道があるというふうには承知をしております。ただ、今回の法案で新たに創設する措置のように、口座の売買を誘引する者等に口座を譲り渡す措置については、類似の取組は把握していないということがあります。

○長妻委員 そうなんです。これは、海外ではリスクがあるということ、そこまではやっていない。

つまり、今回は、架空名義口座を警察官が偽名で作って、その口座ごとトクリュウに売り払う、

それで報酬をもらう。そうすると、トクリュウがその口座を使ってマネーロンダリングをするので、その口座は、所有者はトクリュウだけれども、銀行に申し合わせて、その情報を警察がもらって、トクリュウが自分の口座だと思って安心していろいろ出し入れしている情報を、逐一リアルタイムで警察が把握して、そして追跡、検挙に結びつけるということなんです。私も、なかなか判断は、海外でリスクが高いということをやっていないようでありますので、判断できませんが、ただ、やるにしても、非常に注意深く、いろいろなリスクに留意をいただきたいということは申し上げておきます。

そしてもう一つは、送金バイトに対する新しい罰則が今回盛り込まれたということでありまして、けれども、有償で、他人口座を利用して、振り込まれたお金を別口座に移転するように依頼をする。つまり、マネーロンダリングする目的で、トクリュウが、ある方に、一般の方に、あなたの口座に一千万円を振り込むから、それをこつちの口座に移してね、それだけよと。単純な、それだけで報酬を上げるから、別にあなたは何にもリスクないですよと言いながらそういうことをやらすというようなことなんです。

これは、依頼しただけで、依頼して相手が断つたとしても、依頼しただけで拘禁刑になるというものなんです。そのバランスのことなんですけれども、例えば、一緒に銀行強盗をやるうねと、あなたと一緒に銀行強盗をやるう、こういう依頼をしただけで、別に罪にならないんですね。予

備罪、具体的に準備をしたり、そこまで踏み込む

ありがとうございます。

と罪になるんですが、依頼しただけで、一緒に銀行強盗、一緒に例えば大きな犯罪、ただ、こっちは依頼なんです、これは、依頼で拘禁刑という事例というのはどのぐらいあるんですか。

○あかま 国務大臣 今お話、御質疑いただいている、新たに罰則を設けることとする、いわゆる送金バイトでございますが、他人の名義の預貯金口座を譲り受けてマネーロンダリングを行うのではなく、SNS等を通じてバイトを募集した上で、これに応募した者に、別の口座に送金する、これを依頼してマネーロンダリングをさせるという新たな手口であります。

このように、何らかの行為をするよう依頼であるとか勧誘をした者を処罰対象としている例として、犯罪収益移転防止法のように、預貯金通帳の不正譲渡等を行うように勧誘や誘引を行う罪のほか、国家公務員法、ここにおいて、再就職者が、一定の要件の下で、離職前五年間に在籍していた局等組織に属する役職員に対して、職務上不正な行為をするように要求や依頼を行う罪などを把握しております。

○長妻委員 ほかにもあるということでございます。

いずれにいたしましても、私が本当に懸念しますのは、巨額の金融資産を持つている高齢者、特に、軽度を含めた認知症の方々の財産が、これから間違いなく世界の勢力から狙われるということになると思っていますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。